

新旧対照表

浦安市民プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年規則第16号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
(使用の登録) 第5条 プラザの施設及び附属設備を使用しようとするものは、あらかじめ、浦安市文化会館・市民プラザ使用登録申請書（別記第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。	(使用の登録) 第5条 プラザの施設及び附属設備を使用しようとするものは、あらかじめ、浦安市文化会館・市民プラザ使用登録申請書（別記第1号様式）を指定管理者に提出し、浦安市文化会館・市民プラザ使用登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、浦安市公共施設予約システム（以下「予約管理システム」という。）を利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって同項の手続に代えるものとする。ただし、減額又は免除の申請を併せて行う場合にあっては、予約管理システムを利用することはできない。	2 登録証の有効期間は、登録の日から起算して1年とする。
3 省略 (使用登録の承認) 第5条の2 指定管理者は、施設の使用登録を承認したときは、浦安市文化会館・市民プラザ使用登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）を当該申請者に交付するものとする。	3 同 左
2 前項の規定にかかわらず、予約管理システムへの入力により申請があつた場合の施設の使用登録の承認にあっては、登録証は交付しない。	
3 登録の有効期間は、2年とする。 (使用承認の申請) 第7条 条例第6条第1項の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、浦安市民プラザ使用承認申請書（別記第3号様式。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、市民練習室又は市民サロンの申請について、予約管理システムを利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって申請書の提出に代えるものとする。	(使用承認の申請) 第7条 条例第6条第1項の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、浦安市民プラザ使用承認申請書（別記第3号様式）を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、市民練習室又は市民サロンの使用承認の申請をしようとするときは、文化施設予約管理システムにより、あらかじめ登録された登録番号及び暗証番号、使用する日時その他必要な事項を入力して行うものとする。
2 前項の使用承認申請の受付時間は、予約管理システムへの入力により申請する場合を除き、午前9時から午後8時までとする。	2 前項の使用承認申請の受付時間は、多目的ホール及び市民ギャラリーの場合にあっては午前9時から午後8時までとし、市民練習室又は市民サロンの場合にあっては午前8時45分から午後11時までとする。

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
3・4 省略 (使用の承認) 第8条 指定管理者は、プラザの使用を承認したときは、浦安市民プラザ使用承認書（別記第4号様式。以下「使用承認書」という。）を申請者に交付するものとする。 <u>ただし、予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の使用の承認にあっては、使用承認書は交付しない。</u>	3・4 同左 (使用の承認) 第8条 指定管理者は、プラザの使用を承認したときは、浦安市民プラザ使用承認書（別記第4号様式。以下「使用承認書」という。）を申請者に交付するものとする。
2 省略 (使用の取消し) 第9条 前条の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が使用承認書に記載された事項を取消ししようとするときは、 <u>浦安市民プラザ使用取消承認申請書</u> （別記第5号様式）を、速やかに指定管理者に提出しなければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、予約管理システムを利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって、同項の手続に代えるものとする。</u> (使用料の還付) 第12条 省略 <u>2 前項の規定にかかわらず、予約管理システムを利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって、同項の手続に代えるものとする。</u>	2 同左 (使用の取消し) 第9条 前条の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が使用承認書に記載された事項を取消ししようとするときは、 <u>浦安市民プラザ使用取消し承認申請書</u> （別記第5号様式）を、速やかに指定管理者に提出しなければならない。 (使用料の還付) 第12条 同左 2 同左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第2号様式 (第5条の2第1項) (表)</p> <p>浦安市文化会館・市民プラザ 使用登録証 省 略 (裏)</p> <p>1～3 省 略 4 登録の<u>有効期間</u>は登録の日から起算して<u>2年</u>とし、以後<u>2年</u>ごとに更新手続が必要になります。 省 略</p>	<p>第2号様式 (第5条第1項) (表)</p> <p>浦安市文化会館・市民プラザ 使用登録証 同 左 (裏)</p> <p>1～3 同 左 4 登録の<u>有効期限</u>は登録の日から起算して<u>1年</u>とし、以後<u>1年</u>ごとに更新手続が必要になります。 同 左</p>
<p>第5号様式 (第9条第1項) <u>浦安市民プラザ使用取消承認申請書</u> 省 略</p> <p>附 則 (施行期日) 1 <u>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u> (経過措置) 2 <u>この規則の施行の際現に改正前の浦安市民プラザの設置及び管理に関する条例施行規則に基づく登録証の交付を受けている者の登録の有効期間は、改正後の第5条の2第3項の規定にかかわらず、令和9年12月31日までとする。</u></p>	<p>第5号様式 (第9条) <u>浦安市民プラザ使用取消し承認申請書</u> 同 左</p>